



与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会  
**第4回検討委員会資料**

鹿児島県与論町

2025年5月17日

# 目次

- 1 これまでの対応事項、今後のスケジュール（説明）
- 2 第3回検討委員会の振り返り（説明）
- 3 他自治体のヒアリング結果について（説明）
- 4 宿泊事業者座談会、来訪者アンケート調査での意見（説明）
- 5 条例化するための論点・用途について（協議）
- 6 条例素案・答申案について（協議）

## これまでの対応事項、今後のスケジュール

---

# 新たな財源検討会の概要

## 【目的】

与論島の素晴らしい自然・文化・人々の暮らしを守り、観光に活かすことで、住民も観光客も満足する「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地づくりをめざし、そのために必要となる安定的な観光財源の確保について、検討委員会を設置して幅広く検討を行う。

※観光地経営 = 「ビジョン」 × 「推進組織」 × 「財源」 を三位一体で考える。

※全国の観光地において宿泊税や入域税の観光財源導入や検討が進んでいる。



## 【検討委員会の概要】

【名称】 与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会

### 【目的】

与論町が有する貴重な自然・文化・人々の暮らし等、貴重な地域資源の保全・継承を図るとともに、それらを活用した持続可能な観光地経営を実現し、必要な安定的な財源を確保するため、町長の諮問を審議する「与論町持続可能な観光地づくり財源検討委員会」を設置する。

→第4回検討委員会（5/17）にて意見を取りまとめ与論町長町長に答申予定

【委員構成】 10名

- ▶ 委員長：國學院大學観光まちづくり学部 梅川 智也 教授
- ▶ 島外有識者、観光・商工・環境団体、宿泊事業者・行政代表者で構成
- ▶ 役場関係課長、観光協会、JALグループ等のがオブザーバーとして参加



基本的な方針

納税者（観光客）と住民の双方に受益がある「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地をめざすため、観光地としての利便性や快適性の向上、観光資源の保全や磨き上げ等に資する事業に活用する。緊急時の対応や税徴収により影響を受ける分野（特別徴収義務者、若年旅行者等）への支援を行う。

## 新しい観光財源（宿泊税）の導入でめざすべき姿



# 検討委員会での検討内容及び関連取り組み

## ■ 委員会開催時期と実施概要

### 第1回 検討委員会 / 令和6年10月6日

- 委員委嘱、概要説明等
- 財源の必要性、地域課題、他自治体の状況の把握
- 法定外目的税導入に向けての課題・意見徴収
- 財源の用途についての意見徴収

### 第2回 検討委員会 / 令和6年11月30日

- 税導入に向けた課題・用途の検討
- 与論町に合った税種（宿泊税・入島税・入域税等）の協議
- 優先的に検討する税種の検討  
→「**宿泊税**」の導入を優先的に検討することが決定

### 第3回 検討委員会 / 令和7年1月24日

- 宿泊税導入に向けた課題の検討
- 宿泊税の徴収デモアプリの検討
- 宿泊税の制度設計、答申素案の提示・検討

### 第4回 検討委員会 / 令和7年5月17日

- 第3回検討委員会以降にて、対応した取組の報告
- 観光財源の用途・制度設計についての再協議
- 答申案の検討・確定、（5/18）町長への提言予定

本日

## ■ 委員会に関連して実施した取り組み

### 新しい観光財源に関する研修会 / 令和6年9月11日

- 講師：國學院大學観光まちづくり学部 梅川智也教授
- 場所：与論町役場多目的ホール
- 観光事業者、行政関係者、議会議員等45名参加

### 先行事例調査 / 令和6年9月～

- 現地調査：熱海市、福岡市、長崎市（導入済・検討済）  
沖縄県、北谷町、恩納村、奄美市（導入検討）
- 電話調査：倶知安町、本部町など
- その他Web上でのデスクトップ調査

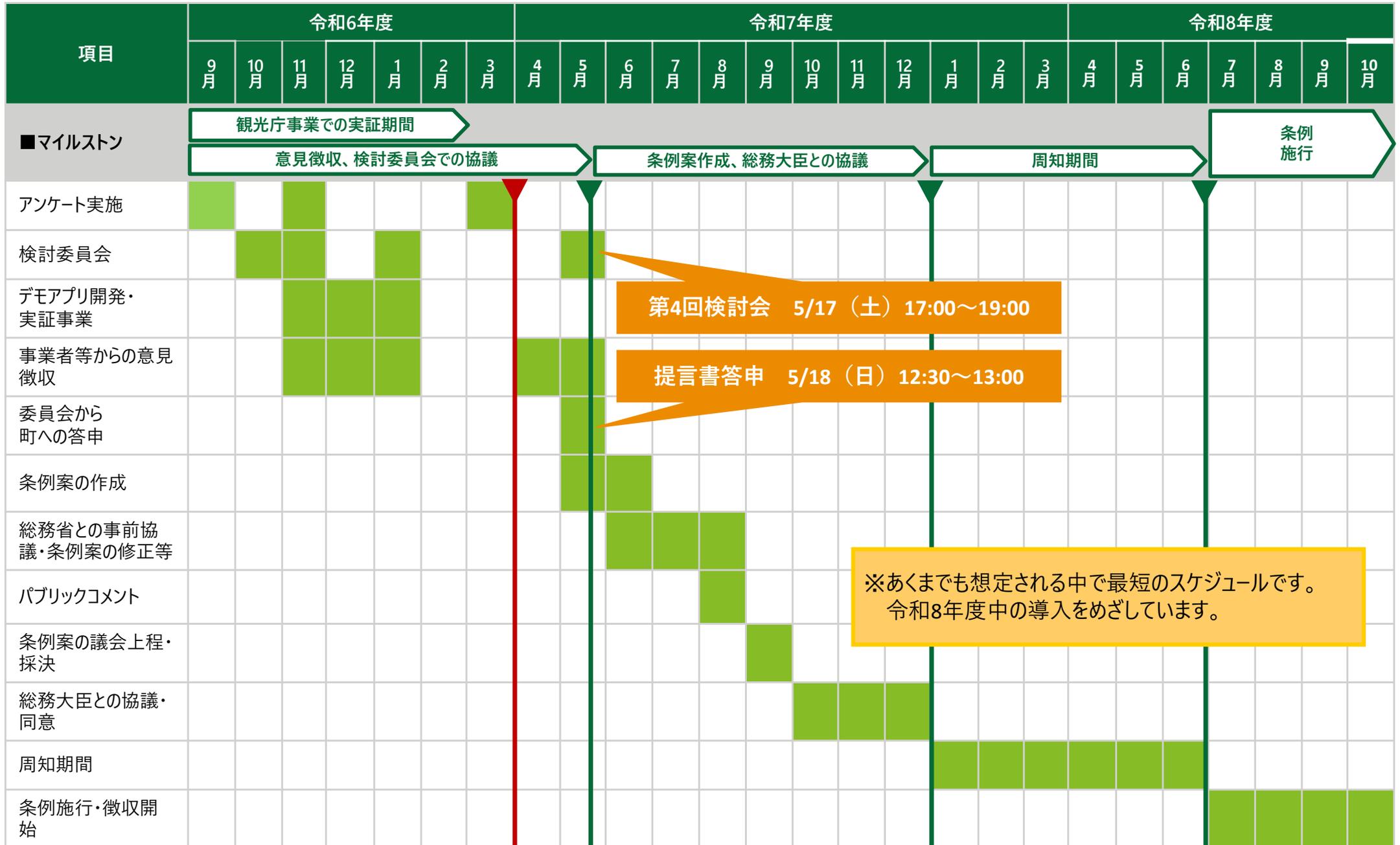
### 宿泊事業者等説明会

- 第1回説明会 / 令和6年11月11日（24事業者参加）
- 第2回説明会 / 令和6年12月23日（15事業者参加）
- 座談会 / 令和7年4月21日～

### アンケート調査

- 宿泊事業者 / 令和6年11月11日（回答9件）  
令和6年12月23日（回答17件）
- 観光客 / 令和6年11月24日（ヨロンマラソン・回答84件）  
令和7年3月12日～17日（空港・港等・回答110件）

# 宿泊税の導入スケジュール（案）



## 第3回検討委員会の振り返り

---

## 第3回検討委員会にて受領した意見・質問に対して、以下の対応方針を検討しております

### 第3回検討委員会の振り返り（1/3）

#	カテゴリー	意見・質問	対応方針・検討結果等
1	税率	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済同友会の提言や海外の事例、近隣の沖縄の動向等を踏まえ、「定率制」がよい。収入見込みと財政需要等を踏まえると「5%」としたいが、観光客からアンケートをとり、いくらまでなら支払意思があるか確認してから最終決定としたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体の事例等を調査するとともに、5%の根拠となる財政需要を算出したい。</li> <li>5%の宿泊税について実際に納めることになる観光客がどう思っているかアンケート調査を実施する。</li> <li>次回の検討委員会までに、徴収義務者となる宿泊事業者に対する細やかな説明と意見徴収の場を設けたい。</li> </ul>
2		<ul style="list-style-type: none"> <li>京都市では最大1万円で検討されており、5%が決して高いとは言えない。何のためにこの金額が必要か、宿泊事業者が同意しているかを根拠を持っていえればよい。</li> </ul>	
3		<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊税5%は根拠をしっかりと伝えないと、観光客、宿泊事業者から反対意見が多く上がる可能性がある。財源が増えることで与論町の住民にも好影響がある見せ方も必要である。</li> </ul>	
4		<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊税5%は根拠を伝えないと旅行者や宿泊事業者から反対の声が多く上がる可能性がある。宿泊税の導入は必要で、財源が増えることで旅行者や町民にもメリットがあるという見せ方をしたい。</li> </ul>	
5	免税対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊事業者の負担が増えるため「なし」で進めたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配慮が必要な方には集めた財源で支援措置等を行う方向で検討する</li> </ul>
6	用途	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化が進んでいないことで生産性が低くなっている。受入環境整備としてデジタル化の推進とそのサポートに充てるとよいのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光事業者のDX化は課題である。財源を活用してDX化を進めたい。</li> <li>食は観光にとって重要な要素であるが与論島の食はまだ弱いと感じる。食が充実することが観光客の満足度の向上になりメリットがある。</li> <li>観光客のアンケート調査にも島のために使ってほしいという意見も多かった。島外との交流を促進することで観光誘客にもなり、島の子供たちにもいい影響があると思う。</li> <li>導入自治体では3年～5年に一度見直しをするようになっており、同様の方針で検討したい。</li> </ul>
7		<ul style="list-style-type: none"> <li>観光はすそ野が広く、漁業や農業にもいい影響がある。食の充実に関する事業も入れてほしい。地産地消を促す取り組みもよい。</li> </ul>	
8		<ul style="list-style-type: none"> <li>外から呼び込むことと島民の教育にも使えるようになってきているが、「交流」も入れてほしい。現地の子供の教育にもつながるような書き方だと子育て支援にもつながり、やれることが増えると思う。</li> </ul>	
9		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者説明会では、時代のニーズに合わせて何年かに一度は見直しをするなど柔軟に運用した方がよいとの意見が挙がった。</li> </ul>	

## 第3回検討委員会にて受領した意見・質問に対して、以下の対応方針を検討しております

### 第3回検討委員会の振り返り（2/3）

#	カテゴリー	意見・質問	対応方針・検討結果等	
10	事業者支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊事業者へのアンケート調査等では「事務業務の労働負担が心配」という声が多い（30%）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊事業者の声を聞く場を設け、意見を聞くとともに、できるだけ負担が減らせる仕組みや支援を考えたい。</li> <li>宿泊税の導入にあたっては宿泊事業者の理解と協力が必要不可欠だと考える。全宿泊事業者を対象として個別訪問や座談会などを開き、丁寧な説明や意見交換の場を設けるようにしたい。</li> <li>一方的な説明ではなく双方向の意見交換ができるよう事務局だけではなく、旅館業組合の代表者にも同行いただくようにしたい。</li> </ul>	
11		<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートに答えていない事業者が実は「反対」であったり、明確な意見を持っている可能性がある。導入された後に反対だったとなると対応が難しくなるので、個別に聞き取りしてはどうか。</li> </ul>		
12		<ul style="list-style-type: none"> <li>説明会への参加が少ない印象。行政からだけの説明だと自分の仕事への影響がイメージしづらいので、旅館業組合も一緒に個別訪問するのがよい。協力できる。</li> </ul>		
13		<ul style="list-style-type: none"> <li>まだ、事業者全体としては宿泊税への理解度が低く、具体的なメリット、デメリットがわかっていないのではと感じる。宿泊事業者を小規模なグループに分けて説明していく方法もある。</li> </ul>		
14		<ul style="list-style-type: none"> <li>実際の徴収や納税のイメージができるように、宿泊事業者の立場に立った目線でかみ砕いて説明しないといけない。同じ宿泊事業者も一緒に回る方がよい。</li> </ul>		
15		<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への説明に予算をつけ、もう来なくてもよいといわれるくらい説明して回った方がよい。</li> </ul>		
16		<ul style="list-style-type: none"> <li>システム導入も併せて推進したい。システムを使うことで申告や徴収が楽になる、時間が浮くなどメリットを伝えて共感してもらうことが大事。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>既に導入されているかんたんチェックインシステムの活用なども併せて検討していきたい。</li> <li>総務省よりカード手数料を根拠とすることや5%は難しいとの指摘をいただいた。財源を活用した支援など含めて、できるだけ負担を減らせるように検討したい。</li> </ul>
17		<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードの手数料が高いため3%ではマイナスになってしまう。特別徴収義務者への事務交付金は5%で設定した方がよい。</li> </ul>		

## 第3回検討委員会にて受領した意見・質問に対して、以下の対応方針を検討しております

### 第3回検討委員会の振り返り（3/3）

#	カテゴリー	意見・質問	対応方針・検討結果等
18	税徴収のDX化	<ul style="list-style-type: none"> <li>税徴収に使えるデモアプリの体験会を行った。よいアイデアという意見があったが、負担軽減につながるかは2/3程度であった。アプリダウンロードはハードルが高い、リテラシー高く使いこなせるか課題との意見があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>税徴収アプリだけだと活用は難しい。他の機能を加えて利用者にメリットがあるようにすることが必要だと感じている。引き続き検討を進めたい。</li> </ul>
19		<ul style="list-style-type: none"> <li>アプリに地域通貨の機能を追加して、お得になったり宿泊税にも使えるようにするとよい。</li> </ul>	
20		<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に紙媒体で来島者へのクーポンをやって効果があがったことがある。アプリ開発と併せてデジタルバージョンのクーポンにするとよい。</li> </ul>	
21		<ul style="list-style-type: none"> <li>マイレージ制度のように与論島に来れば来るほど特典をつける仕組みがよい。特別な体験ができるなどメリットがあればアプリのダウンロードにつながり、リピーター戦略につながる。</li> </ul>	
22	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者説明会においては、宿泊税導入による値上げで観光客が減少しないか心配する声があがった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>来島者アンケートでは税導入に理解を示す割合も高く、導入地域においても観光客が減少したという話はほとんどない。目的や用途をしっかりと広報し、理解を求めていきたい。</li> </ul>
23		<ul style="list-style-type: none"> <li>県が後から宿泊税を導入することになった場合はどうなるか。</li> </ul>	
24			
25			

# 他自治体や海外事例の調査結果について

---

1. 近隣自治体（鹿児島県奄美市・指宿市等）
2. 税率改定の自治体（京都府京都市・北海道倶知安町）
3. 都道府県と市町村で導入している自治体（沖縄県等）
4. 海外の宿泊税の事例

# 宿泊税先行事例①（近隣自治体の動向）

宿泊税の導入を検討している県内自治体の状況を調査しました。

#	自治体名	税率 税収見込	課税免除	用途	徴収義務者支援	特記事項
1	鹿児島県 指宿市 2025/3/21 答申提出	【税率】 定率制 2% (上限額なし)  【税収見込】 1億3,000万円	①免税点：なし ②課税免除：なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通アクセス改善（二次交通整備等）</li> <li>また来たくなる観光地づくり（海岸整備の観光資源化、魅力ある商店街づくり等）</li> <li>観光拠点整備</li> <li>砂むし温泉等の魅力向上</li> <li>いぶすきのファンづくり（観光誘客等）</li> <li>宿泊事業者の負担軽減に係る事業</li> <li>宿泊客への周知に係る費用</li> </ul>	①徴収交付金 3.5% (導入当初5年間特例措置として+0.5%) ②システム導入補助	<b>【罰則】</b> 導入予定（協議済）  <b>【スケジュール案】</b> ・2026年度条例制定 ・2027年4月徴税開始 ・今後、宿泊事業者への説明・協議等を実施予定
2	鹿児島県 奄美市 2025/3/21 答申提出	【税率】 定額制200円  【税収見込】 7,500万円	①免税点：なし ②課税免除 ・災害時の避難宿泊 ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界自然遺産の価値向上・再生・共有・発信</li> <li>来訪者、市民、観光事業者の満足度向上</li> <li>文化の継承・修復</li> <li>地域コミュニティの発展・環境教育による人材育成</li> <li>持続可能な観光振興・観光地域づくり</li> </ul>	①徴収交付金 2.5% ②システム導入補助	<b>【罰則】</b> 導入を検討していない  <b>【スケジュール案】</b> ・2025年9月条例制定 ・2026年10月徴税開始 ・今後、宿泊事業者への説明・協議等を実施予定

## その他、検討開始予定の自治体

### 【鹿児島市】

令和7年度に検討委員会を設置し、新たな観光財源としての「宿泊税」導入について検討を開始予定（HPで公開）

### 【鹿児島県】

鹿児島県県観光振興基本方針（第4期）に、「観光振興施策を安定的かつ継続的に実施するため必要性を含めた財源に関する検討」と明記

## 宿泊税先行事例②（税率改定中の自治体の動向）

宿泊税の税率を改定する予定の自治体の状況を調査しました。

#	自治体名	税率	特記事項																										
1	京都市	定額制（段階的） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">料金区分 (1人1泊あたり)</th> <th colspan="2">税額</th> <th rowspan="2">参考 (税率換算)</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改正案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,000円未満</td> <td>200円</td> <td>200円</td> <td>～3.3%</td> </tr> <tr> <td>6,000円以上～ 20,000円未満</td> <td>200円</td> <td>400円</td> <td>6.6～2%</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上 ～50,000円未満</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> <td>5～2%</td> </tr> <tr> <td>50,000円以上 ～100,000円未満</td> <td>1,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8～4%</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上</td> <td>1,000円</td> <td>10,000円</td> <td>10%～</td> </tr> </tbody> </table>	料金区分 (1人1泊あたり)	税額		参考 (税率換算)	現行	改正案	6,000円未満	200円	200円	～3.3%	6,000円以上～ 20,000円未満	200円	400円	6.6～2%	20,000円以上 ～50,000円未満	500円	1,000円	5～2%	50,000円以上 ～100,000円未満	1,000円	4,000円	8～4%	100,000円以上	1,000円	10,000円	10%～	<ul style="list-style-type: none"> <li>2018年10月に宿泊税を導入済み</li> <li>5年ごとの条例見直しのタイミングで税額を増額</li> <li>2025年3月に条例可決</li> <li><b>国内で最も高い税額を設定</b></li> </ul> <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>さらなる観光振興と観光課題（オーバーツーリズム等）の解決を図り、市民・観光客・事業者三者の満足度が高い「持続可能な観光」を実現するための費用の一部を、観光客の方にも負担してもらうため</li> <li><b>海外と比較するとそれほど高い税率ではない</b></li> </ul>
料金区分 (1人1泊あたり)	税額			参考 (税率換算)																									
	現行	改正案																											
6,000円未満	200円	200円	～3.3%																										
6,000円以上～ 20,000円未満	200円	400円	6.6～2%																										
20,000円以上 ～50,000円未満	500円	1,000円	5～2%																										
50,000円以上 ～100,000円未満	1,000円	4,000円	8～4%																										
100,000円以上	1,000円	10,000円	10%～																										
2	北海道 倶知安町	定率制 (現行) 2% → (改正案) 3% ※ただし、3%のうち、 <b>道税0.67%、町税2.33%</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倶知安町（2019年11月導入）、北海道（2026年4月導入予定）</li> <li>当初は道が「特例なき定額制」で条例案を示したため、倶知安町から要望を提出</li> <li>定率制の市町村に特例措置を設けることで両者が合意</li> <li>道税相当額を倶知安町が定率制で上乗せ徴収し、道に納めることになった</li> <li>道税分に加え、<b>町税分も増額（町税分2%→2.33%）</b></li> <li>3月議会で条例可決</li> </ul>																										

# 宿泊税先行事例③（都道府県と市町村での導入事例）

都道府県と市町村の両方で宿泊税を導入、または導入予定の自治体の内容等を調査しました。

#	自治体名	税率等	配分割合	徴収方法	備考
1	福岡県 と 福岡市	定額制 2万円未満 200円 2万円以上 500円	県が50円 市が残りの額 (150円、450円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福岡市がまとめて徴収し、県分を県に納税</li> <li>導入していない市町村は県が(200円を)徴収し、50%を交付金として市町村に交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と市が同時期に導入を検討</li> <li>検討中に県と市が協議を行い現在の割合に</li> <li>未導入市町村は県50%、市町村50%</li> </ul>
2	北海道 (導入前) と 倶知安町 (導入済)	<b>【北海道】</b> 定額制 100～500円(予定)  <b>【倶知安町】</b> 定率制 宿泊料金の2% →3%への増額を予定	3%(変更予定額) 県税：0.67% 徴税：2.33%	<ul style="list-style-type: none"> <li>倶知安町が、道税相当額を定率制で上乗せ徴収し、北海道上に県税相当額を交付</li> </ul> (定率制市町村への特例措置)	<ul style="list-style-type: none"> <li>倶知安町(2019年11月導入)、北海道(2026年4月導入予定)</li> <li>当初は道が「特例なき定額制」で条例案を示したため、倶知安町から要望を提出</li> <li>定率制の市町村に特例措置を設けることで両者が合意</li> <li>道税相当額を倶知安町が定率制で上乗せ徴収し、道に納めることになった</li> <li>3月議会で条例可決</li> </ul>
3	(検討中) 沖縄県 と 本部町 北谷町 恩納村 宮古島市 石垣市	≪委員会からの提言案≫  <b>【税率】</b> 定率制 宿泊料金の2% 上限2,000円  <b>【課税免除】</b> 修学旅行等 (離島住民からも徴収)	<b>【導入予定市町村】</b> 県40%：市町村60%  <b>【それ以外の市町村】</b> 県50%：市町村50%  ※宿泊施設の多い5市町村は、市町村税としても導入予定。他にも検討中の自治体がある。	<b>【導入予定市町村】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村がまとめて徴収し、県分を県に納税</li> </ul> <b>【それ以外の市町村】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県が徴収し、50%を交付金として市町村に交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当初から県と市町村が協議しながら同時期の導入をめざしている</li> <li>2024年11月委員会の提言を提出→2026年4月に税導入を予定(当初)</li> <li>提言提出後、県内離島住民等の負担軽減措置を求める意見が出た</li> <li>(2025年5月現在)税を徴収して交付金や割引等で軽減措置するか、徴収しないか(離島住民(県民)を課税対象外とするか)(普通税も含め)可能性を再検討中→導入時期は未定</li> </ul>

各自治体のHP,新聞記事等のデスクトップ調査、ヒアリング調査による

## 宿泊税先行事例④（海外の導入事例）

海外で導入されている宿泊税の内容等を調査しました。

国名	アメリカ		イタリア	フランス	オランダ
自治体名	ハワイ	フロリダ州 オーランド	ローマ	パリ	アムステルダム
徴収対象	宿泊施設等	宿泊施設等	11歳以上のローマに宿泊する旅行者	・18歳以上 ・パリ20区内のホテルに滞在する旅行者	ホテルやB&Bなどの形態を問わず一律で課税
税額	朝食代金等のサービス料を除いた室料の10.25%  * 2026年1月1日から11%	宿泊料に対し 6%	1人1泊につき 1つ星ホテル：652円 2つ星ホテル：815円 3つ星ホテル：978円 4つ星ホテル：1,222円 5つ星ホテル：1,630円	1人1泊につき 1つ星ホテル：163円 2つ星ホテル：203円 3つ星ホテル：848円 4つ星ホテル：1,325円 5つ星ホテル：1,749円	宿泊料金の12.5%

イタリア、フランスは、財務省R7/5/18～5/24の為替レート（1ユーロ：163.06円）で日本円に換算

海外では定率制を採用している地域も多く、10%を超える事例も珍しくない。

# 宿泊事業者座談会での意見

---

# 宿泊事業者座談会の結果報告

【目的】宿泊税導入に関する宿泊事業者の理解促進と意見徴収を目的として、座談会を実施しました。

【実施期間】2025年4月21日～5月14日

【実施回数】8回

【参加事業者】23事業者

- ・全45事業者のうち、検討委員やワーキングチームに入っている事業者7件を除く38件を対象に実施
- ・各回4事業者以下の参加とし、事務局以外にも旅館業組合役員にも同席いただき、丁寧な説明と意見がしやすい場とした。
- ・繁忙期のため時間が取れない事業者も多かった。・脱漏者についても引き続き座談会や個別説明、島外にはオンライン説明会を実施する予定。

【結果・意見等】

- ・宿泊税導入について、当初は疑問的な意見も一部にありましたが、座談会を経てご理解をいただくことができました。
- ・導入についての前向きな意見や用途についてのご提案などを多くいただきました。
- ・制度設計や徴収方法、現場でのオペレーションについての質問を多くいただきました。



# 宿泊事業者座談会でのおもな意見

#	分類	意見・コメント
1	導入意向	観光客が来てくれることによってえられる恩恵もある。
2	導入意向	県税になると与論で自由に使えない。与論町が早く始めて、与論島のために有効に活用できるようにしてほしい
3	導入意向	決まったらすぐにはじめるべき。財源は有効に活用してほしい。
4	導入意向	島外資本の業者が参入が多いが島にお金が残りにくい。宿泊税は直接島にお金が残るのでよい。
5	導入意向	宿はお金を預かる立場であり、納税するのは観光客なので、観光客にメリットがある使い方をしてほしい。何に使われたか「見える化」をしっかりしてほしい。
6	導入意向	入島税は導入しないのか。離島カード提示で島民との区別ができるのでは。
7	運用面	こどもや外国人への説明が大変そう。うまく伝わる方法を検討してほしい。
8	運用面	宿泊税の導入を機に計算しやすい料金体系に見直してもいい。
9	財源の使途	大規模改修はオペレーション上難しい場合がある。小規模な改修や省エネ機器の導入などにも活用できるとありがたい。
10	財源の使途	海の事故が多い。お客さんの安全を守るために「監視員」の設置などの安全対策に使ってほしい
11	財源の使途	優先的に2次交通について考えてほしい。空港や港への送迎や周遊するための周遊バスなどがあるとよい。
12	財源の使途	50年代の観光ブームはパニック状態だった。次世代に残せる持続可能な観光のために、自然や文化の伝承にも使ってほしい。残すべき自然もある。観光客だけではなく島民や島にもメリットがある使い道をしてほしい。
13	財源の使途	観光客にもわかりやすい案内板を設置してほしい。海への行き方など。
14	財源の使途	観光スポットでの解説版などがほしい。QRコードで読み取って聞けるなど。
15	財源の使途	街灯が少なく、道路が暗いので、防犯面が心配。不安な観光客もいるのでないか。
16	財源の使途	島の中心部などトイレが少ない場所にトイレを作ってほしい。観光客が一般のお店などに訪ねてくるようだ。
17	財源の使途	観光には美観整備も大事。めだつところにある廃墟の撤去や古い建物のリノベーションなどにも使えれば。
18	財源の使途	ビーチに続く道が私有化され行けなくなったりしている。
19	財源の使途	移住・定住に使ってほしい。観光をしたい人や人材として外から来たくても家がなくてこれない。人材を確保できるためのハード整備や研修施設などもあるとよい。

# 来訪者向けアンケート調査結果

---

調査期日：2025年3月12～17日

調査場所：与論空港待合所、与論港待合所等

回答数：110件

調査方法：対面でのヒアリング調査

# 調査概要

目的：宿泊税導入に対する来島への影響感、使途、税率等の意見収集

調査期間：2025年3月12日～17日

調査場所：港、空港、観光協会

調査手法：出発ロビー等での対面聴き取り調査

総回答数：110

■ 男性：44% 女性：50% 回答なし：6%

■ 目的：観光 - 68%、ビジネス - 20%、その他 - 12% (図1)

■ 同伴者：1人 - 26%、夫婦・パートナー - 24%、家族 - 21%、

友人 - 15%、職場の同僚 - 10%

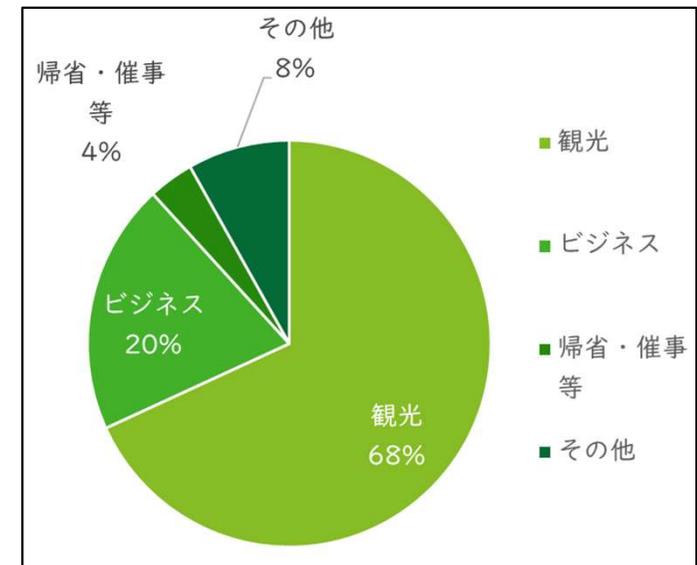


図1. 訪問目的の割合 (N=110)

来島回数は**初来島が最も多い**一方で、6回以上のリピーターも一定数見られた（図2）。**滞在日数は2泊3日が最も多く**、次いで1泊2日であった（図3）。出発地は**東京都が最も多く**、次いで鹿児島県であった（図4）。鹿児島県発はビジネスが多かった。宿泊先への予約方法は、**OTAからの予約が最も多く**、次いで宿の公式サイトからオンライン予約であった（図5）。

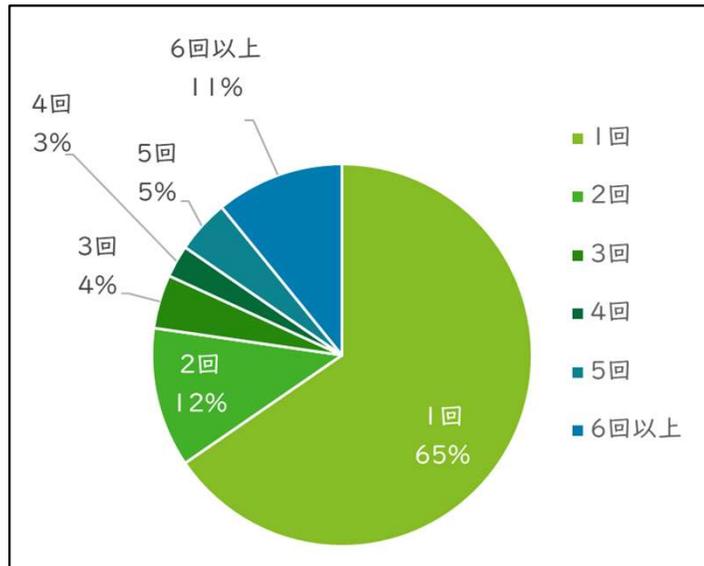


図2. 来島回数の割合 (N=110)

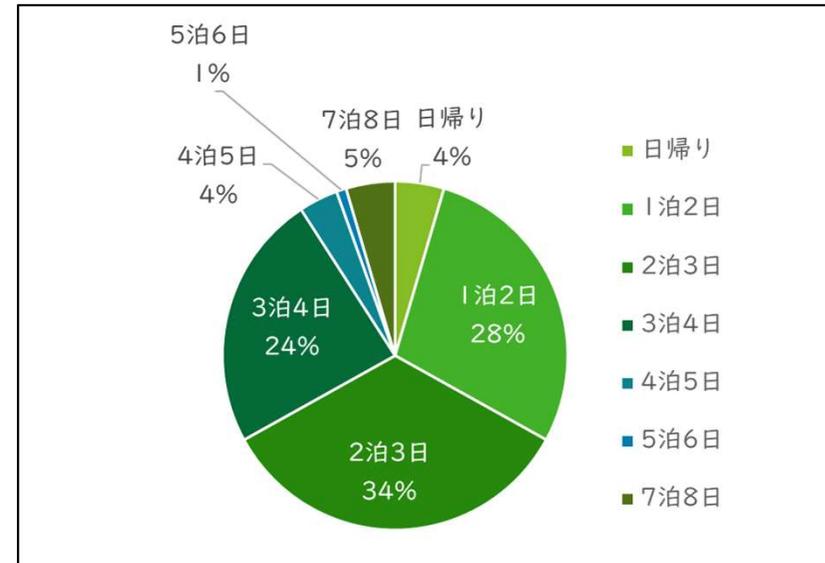


図3. 滞在日数の割合 (N=110)

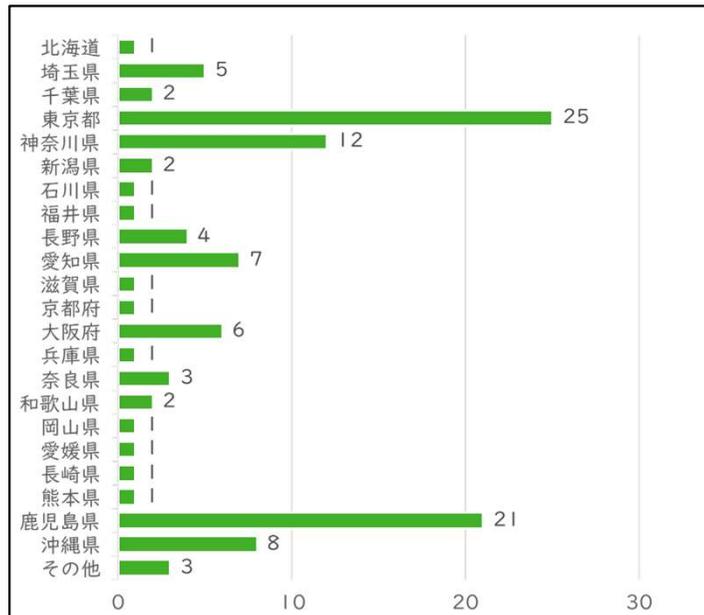


図4. 出発地 (N=110)

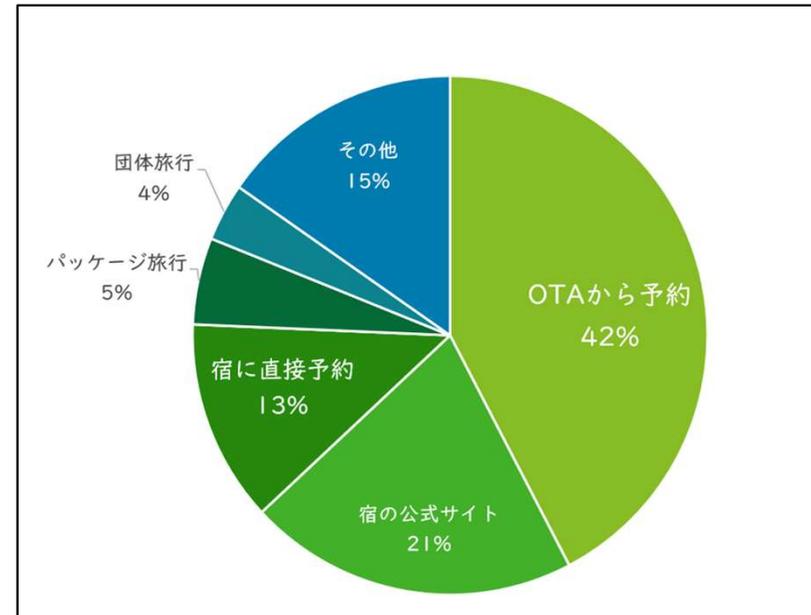


図5. 宿泊先の予約方法 (N=110)

宿泊税の望ましい使い道について、以下の選択肢から複数回答可で回答してもらった。調査の結果、「**自然環境や景観の保全**」が最も多く、次いで「**観光施設や観光名所の維持管理**」、「**伝統文化等の保全・継承**」の順となった。また用途に関する自由回答では、「**ごみ処理など、住民に必要なサービスに使ってほしい**」、「**ボランティアが持続的に活動できるような支援として充てて欲しい**」などの意見があった。

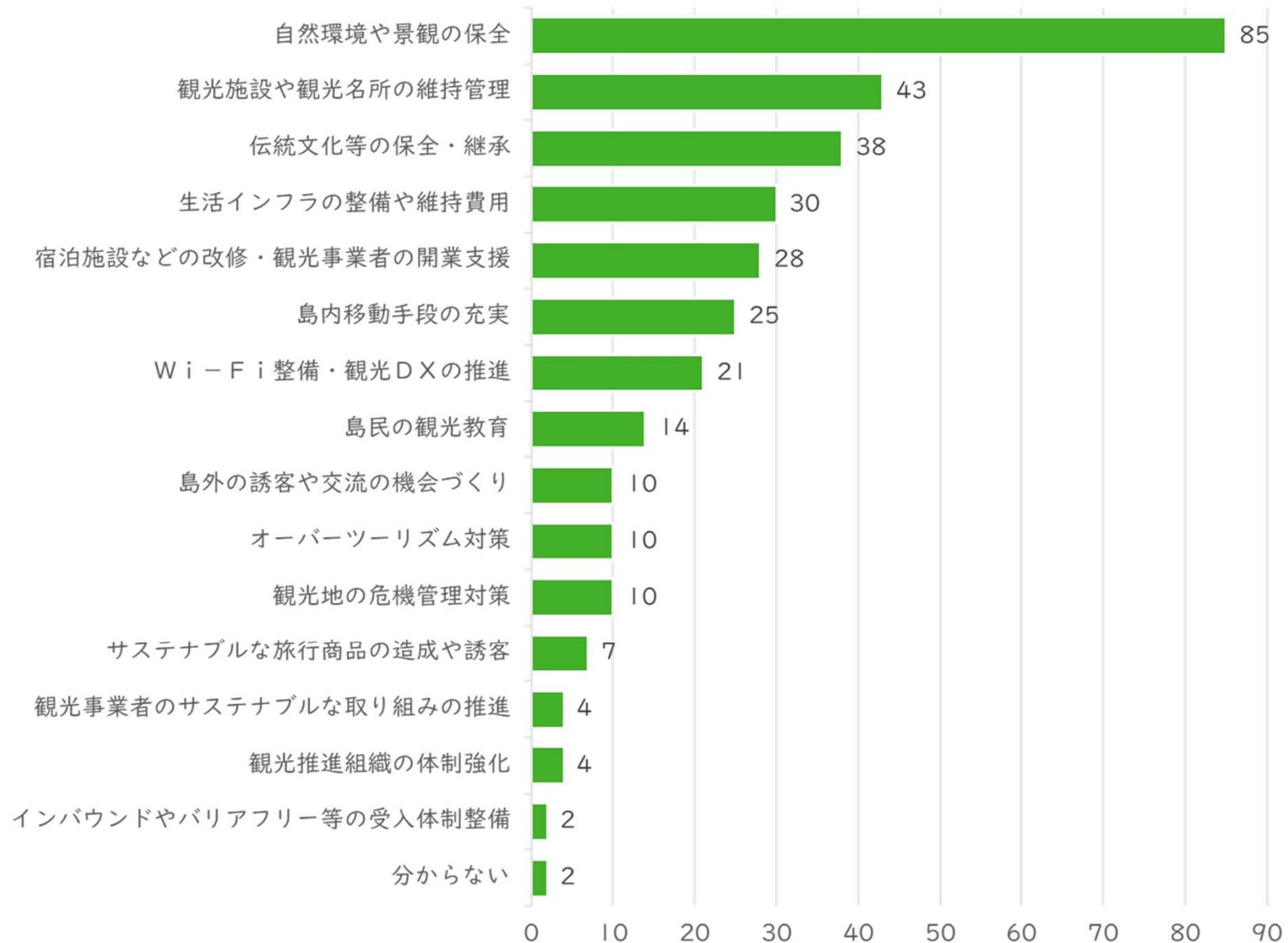


図6. 宿泊税の用途 (n=333/複数回答可)

宿泊税への認知度は「知っている」が最も多い結果となった（図7）。与論町で宿泊税導入することへの意見を調査したところ、「賛成」「どちらかといえば賛成」が92%を占めた（図8）。宿泊税導入への負担感については、「まったく負担に感じない」「ほとんど負担に感じない」が71%を占めた（図9）。宿泊税導入への影響感については「影響はまったくない」「ほとんど影響がない」で89%を占めた（図10）。したがって、**宿泊税（5%）導入が観光客の来島行動を制限することに繋がらない**ことが示唆された。

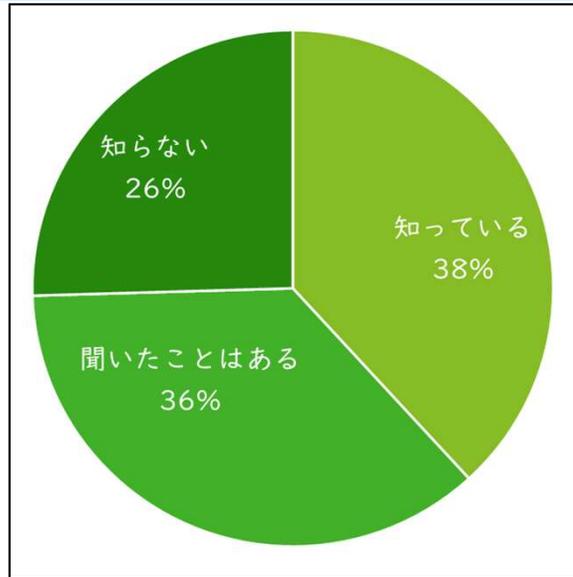


図7. 宿泊税の認知度 (N=110)

質問内容：  
「宿泊税について  
知っていますか。」

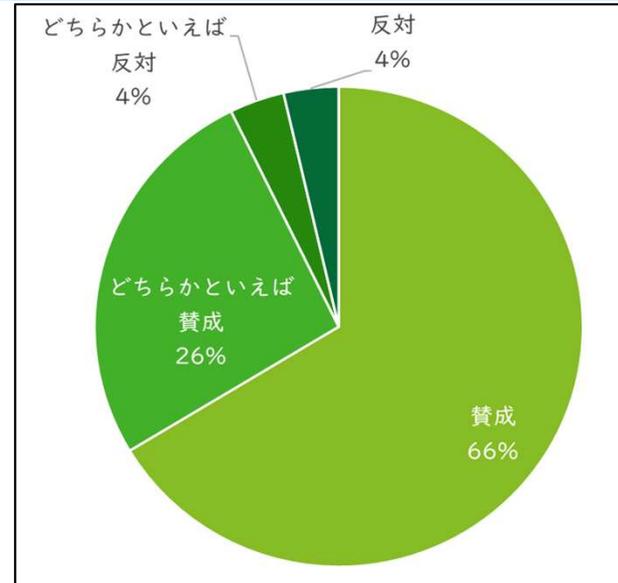


図8. 宿泊税導入への賛否 (N=110)

質問内容：  
「ヨロン島で宿泊税  
を導入することにつ  
いてどう思います  
か。」

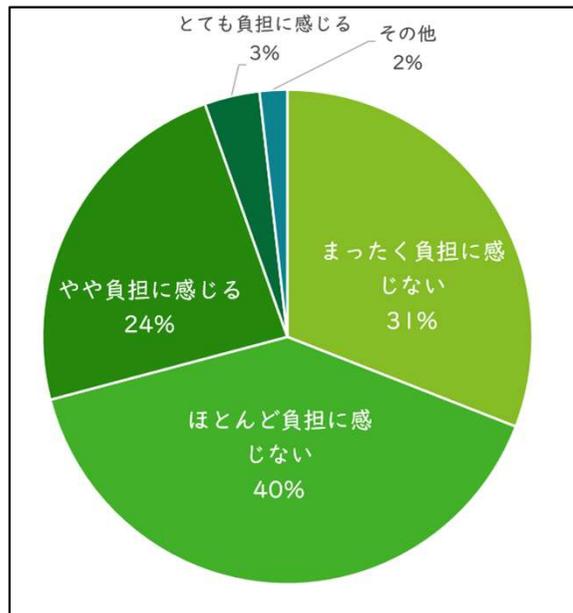
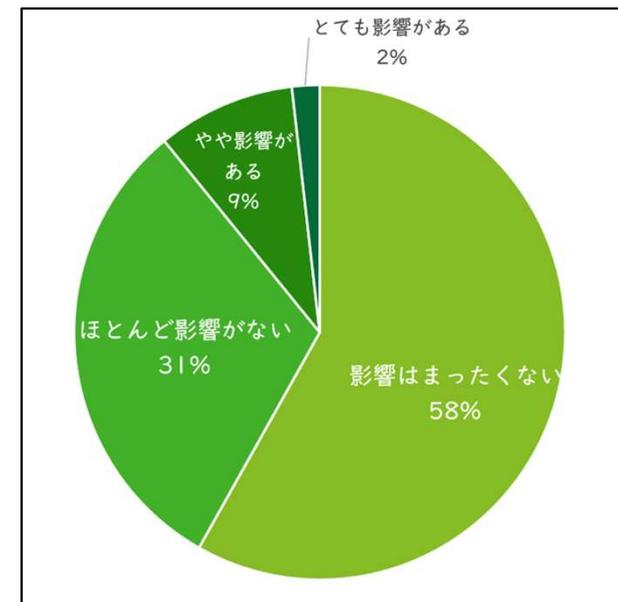


図9. 宿泊税導入への負担感 (N=110)

質問内容：  
「1泊あたりの素泊  
まり料金に対し、最  
大5%の宿泊税を検  
討していますが、ど  
う思いますか。」



24 図10. 宿泊税導入への影響感 (N=110)

質問内容：  
「1泊あたりの素泊  
まり料金に対し、最  
大5%の宿泊税を検  
討していますが、そ  
のことが与論島への  
来島に影響がありま  
すか。」

# 条例化するための論点・協議事項

---

# 条例化するための論点・協議事項

#	項目	詳細	他自治体例	対応方針・理由
1	税率	定率制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 北海道倶知安町：宿泊料金の2%→3%変更見込み</li> <li>▶ 沖縄県：宿泊料金1人1泊または1部屋・1棟につき2%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 料金に応じるので負担の公平性がある</li> <li>● コテージなど、部屋貸し、1棟貸しの施設が増加傾向にある</li> <li>● 宿の価格が上がれば税収が増え、質の向上を目指す観光振興方針にも合致する</li> <li>● 海外では定率制を適用している事例が多く、宿泊事業者向けの説明会でも定率制を支持する意見が多くあった</li> <li>● 経済同友会が宿泊税について、地方税法に位置づけた全国一律制度とし3～5%の定率制とするよう政府に提言</li> <li>● 沖縄と同じ旅行圏域であり、沖縄県とそろえた方がよい</li> </ul>
2		定額制	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 静岡県熱海市、愛知県常滑市、福岡県北九州市：200円</li> <li>▶ 石川県金沢市：5,000円未満免税、200円、500円</li> <li>▶ 京都府京都市：200、500、1,000円</li> <li>▶ 福岡県福岡市：200、500円</li> <li>▶ 長崎県長崎市：100、200、300円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単価が低い宿泊事業者においても、税負担の割合が大きくなる</li> <li>● 単価が低い場合（5,000円未満など）免税とするか</li> </ul>
3	免税対象有無	免税対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 北海道倶知安町：学校行事参加者・職業体験を行う学生</li> <li>▶ 北海道ニセコ町：学校行事参加者、町長が認める者</li> <li>▶ 静岡県熱海市：小学生以下、学校行事の参加者、災害等で非難が必要な人、市長が免除必要と認める者</li> <li>▶ 長崎県長崎市：学校行事の参加者、部活動又は地域のクラブチームの宿泊を伴う大会の参加者</li> <li>▶ 東京都、石川県金沢市、愛知県常滑市、大阪府、福岡県、福岡県福岡市、福岡県北九州市：免税対象無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 与論町では修学旅行・教育旅行等の受入が少ないため、免税対象で良いか</li> <li>● 免税対象を設けると事業者の事務負担につながる</li> </ul>
4	罰則	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 導入済みの市町村すべてで罰則規定を設けている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例素案を次章に記載</li> </ul>
	課税見直し	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 東京都、大阪府、京都市、金沢市、倶知安町、ニセコ町 条例施行後5年ごと</li> <li>▶ 福岡県、北九州市、滑床市：条例施行後3年、その後5年ごと</li> <li>▶ 長崎市：条例施行後3年ごと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例素案を次章に記載</li> </ul>
5	徴収義務者への支援内容	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 静岡県熱海市：算定対象期間に申告納入した宿泊税（本税）の合計額に100分の2.5（導入から5年間は特例措置として+0.5）を乗じて得た額（この額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付金として交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 条例素案を次章に記載</li> </ul>

協議ポイント

# 宿泊税導入済自治体における罰則規定

既に宿泊税が導入されている自治体における罰則規定を調査しました。

自治体名	内容	罰則
京都府京都市	・納税管理人に係る不申告	10万円の過料
東京都	・特別徴収義務者証票の不掲示等 ・帳簿等の未記載, 虚偽の記載, 保存義務違反等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
石川県金沢市 大阪府	・特別徴収義務者証票の不掲示等 ・帳簿等の未記載, 虚偽の記載, 保存義務違反等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	・納税管理人に係る不申告	10万円の過料
北海道倶知安町	・帳簿等の未記載, 虚偽の記載, 保存義務違反等	3万円以下の罰金
	・納税管理人に係る不申告	10万円の過料
福岡県	・帳簿等の未記載, 虚偽の記載, 保存義務違反等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
福岡県福岡市 福岡県北九州市 長崎県長崎市 北海道二セコ町 静岡県熱海市 愛知県常滑市	・帳簿等の未記載, 虚偽の記載, 保存義務違反等	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	・納税管理人に係る不申告	10万円の過料

既に導入されている12自治体すべてで罰則規定が設けられています。

# 財源の使途/与論町の計画に基づいての事業予算額（案）

## 基本的な方針

納税者（観光客）と住民の双方に受益がある「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地をめざすため、観光地としての利便性や快適性の向上、観光資源の保全や磨き上げ等に資する事業に活用する。  
緊急時の対応や税徴収により影響を受ける分野（特別徴収義務者、若年旅行者等）への支援を行う。

与論町財源総費用 (R5を参考)	法定外目的税収入（概算）		
	国県支出金	一般財源	ふるさと納税等
91,458千円	22,780千円	53,996千円	14,772千円
			(定率制5%の場合) 約45,000千円

#	目的	事業内容（案）
1	魅力ある観光地を支える観光資源の保全・利活用体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全活動への支援（サンゴ保全、海ごみ活動等）【継続】</li> <li>与論島らしい景観の保全、維持（重要景観地等の保全、植栽等の整備・管理、美観整備等）【新規】</li> <li>伝統文化（有形・無形文化財）の保全・継承・観光活用【拡充】</li> <li>環境保全活動や伝統文化を活用した観光コンテンツの造成【拡充】</li> </ul>
2	観光地としての快適性・利便性・満足度の向上による魅力の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共観光施設の整備、改修、維持管理【拡充】</li> <li>宿泊等観光事業者の機能強化や高付加価値化支援（改修等）、新規開業等への支援【拡充】</li> <li>周遊バス等の2次交通の充実【新規】</li> <li>観光DXの推進支援（Wi-Fi整備、宿泊予約管理システムの整備、サポート体制充実等）【新規】</li> <li>観光事業者のサステナブルな取り組み支援【拡充】</li> <li>インバウンド、ユニバーサル受入体制の強化【新規】</li> <li>食や体験コンテンツの充実・魅力化【拡充】</li> </ul>
3	未来につなぐ持続可能な観光地の基盤整備や意識醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>与論観光を支える未来のヨロソファン育成（教育旅行や大学生等の誘客支援）【新規】</li> <li>未来の観光担い手の育成（島の子どもたちへの観光教育、島民のシビックプライド醸成）【新規】</li> <li>観光によって生じるオーバーツーリズムの軽減対策（ex.交通安全対策や駐車場対策等）【新規】</li> </ul>
4	持続可能な観光地経営のための体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光産業の体制強化の支援（担い手人材の確保、育成、待遇改善、基礎統計データ収集等）【拡充】</li> <li>安心安全な観光地のための危機管理（事故・災害等の防止対策、避難対策等）【新規】</li> <li>不足の事態や緊急時対応のための基金積み立て【新規】</li> </ul>
5	宿泊税賦課費	<ul style="list-style-type: none"> <li>宿泊税の広報・徴収等にかかる費用【新規】</li> <li>特別徴収義務者への報奨金（徴収額の3%）やシステム改修等の支援【新規】</li> </ul>
	合計	

# 条例素案·答申案

---

# これまでの検討委員会にて出た意見を基に、宿泊税の条例の素案を検討しました

## 宿泊税条例素案（制度設計）

#	項目	方針	補足
1	目的	【方針】与論島の素晴らしい自然・文化・人々の暮らしを守り、納税者（来訪者）も住民も満足する「住んでよし」「訪れてよし」の持続可能な観光地づくりを実現することをめざし、その実現のために必要となる新たな財源として「宿泊税」を導入する。	
2	納税義務者	【方針】宿泊税は、町内の宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課税します。 ○旅館業：旅館業法第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業は除く） ○住宅宿泊事業：住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業（民泊）	【理由】宿泊税は宿泊行為に対して課税する税であり、宿泊施設の形態に関わらず、公平性の面から全ての宿泊者を対象とすることとする。
3	徴収方法	【方針】宿泊税の徴収は、宿泊事業者（特別徴収義務者）による特別徴収とします。 ※特別徴収義務者は、旅館業法の許可を受けた者や住宅宿泊事業の届け出を行った者、又は宿泊税の徴収について便宜を有する者	【理由】宿泊税は、宿泊者が納税義務者となるため、課税対象者の把握や宿泊料金の徴収などを行う宿泊事業者が特別徴収義務者となり、宿泊料と併せて徴収する。
4	税率	【方針】宿泊税の税率は、100分の5とする。 また宿泊税の課税標準は、次の各号に掲げる宿泊料金の計算方法の区分に応じ、当該各号に定める宿泊料金とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。 (1) 1人当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1人の宿泊料金 (2) 1部屋当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1部屋の宿泊料金 (3) 1棟当たりごとに宿泊料金を計算する場合 1棟の宿泊料金	【理由】海外では定率制を適用している事例が多く、宿泊事業者向けの説明会でも定率制を支持する意見が多くあった 同じ旅行圏域である沖縄県も定率制を採用している 宿泊料金（担税力）に応じて税額が決まるので平等性がある 宿泊単価が向上すれば税収が向上するため、質の向上をめざす 与論町の観光振興方針とも合致する 近年はコテージや一棟貸しなどのタイプの宿泊施設が増加している  観光振興に必要な財政需要額と宿泊料金に応じた納税者の担税力、来訪者へのアンケート調査結果等を踏まえ、納税者に過度な負担とならないよう、宿泊料金5%の額を税率とする。

協議ポイント

# これまでの検討委員会にて出た意見を基に、宿泊税の条例の素案を検討しました

## 宿泊税条例素案（制度設計）

#	項目	方針	補足
5	課税免除	【方針】免除対象はなしとします。 ただし町長は、天災その他特別の理由により必要と認める者その他特別の事情がある者に対し、規則で定めるところにより宿泊税を軽減、又は免除する。	【理由】税の公平性を担保し、宿泊事業者の負担軽減を図る観点から課税免除はなしとする。 ただし、観光戦略上において優遇が必要な対象者には、宿泊税等を財源とした支援等を別途検討します。
6	罰則	【方針】他の自治体の導入状況を踏まえ罰則を設定する。	【理由】税負担の公平性を担保するため
	課税見直し	【方針】条例施行後3年、その後5年ごと	【理由】社会経済情勢の変化等も勘案し、一定期間で見直すことが望ましい。特に導入当初は予測しえない事情等も想定されることから早めに見直しをする。
	特別徴収義務者支援	【方針】 ①特別徴収事務交付金を新設します。 ・特別徴収義務者に対し、納期内納入額の3%を交付 ②宿泊税システム整備費補助金を新設します。 ・宿泊税徴収に必要な機器等の改修、更新等の費用を助成	【理由】宿泊税導入に伴う徴収準備及び徴収事務に係る負担の軽減と円滑な徴収を図ります。 システム整備費補助金の詳細については引き続き検討を進めます。

協議ポイント